

博多税務署及び福岡税務署からの重要なお知らせ

令和2年11月2日（月）から、博多税務署及び福岡税務署で行っている申告書の入力処理などの事務処理を、福岡税務署内の「**福岡国税局管内税務署事務センター**（以下「**税務署事務センター**」といいます。）」で集約処理する試行を開始することといたしました。

納税者の皆様には、以下の事項につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

令和2年11月から郵送による書類の送付先が変わります

納税者の皆様が、**申告書や申請書・届出書等の書類を郵送により提出される場合は**、次の送付先宛に提出してください。

令和2年11月2日（月）以降

送付先

〒810-8674

福岡市中央区天神4丁目8番28号 福岡税務署内
福岡国税局管内税務署事務センター



ご留意いただきたい事項

「税務署事務センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務（※）を効率的に処理するためのものであり、**納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。**

（※） 申告書等の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送など税務署におけるバックオフィス事務をいいます。

税務署窓口で行う事務



納税証明書の請求や税金の納付、面接による相談、開示請求等は**従前どおり所轄の税務署**で行っています。

郵送以外の提出方法



- ・ 窓口へ書類を提出される場合は、**従前どおり所轄の税務署**に提出してください。
- ・ 電子申告（e-Tax）は、**従前どおり所轄の税務署**に送信してください。

收受日付印について



税務署事務センターにおいて收受する申告書等には、**「福岡国税局管内税務署事務センター」と表示した收受日付印を押な**つします。

その他



内部事務を処理するため、納税者や税理士の皆様に対し、**「税務署事務センター」から電話や文書により問合せをさせていただく**ことがあります。

令和2年11月から收受日付印の表示が変わります

税務署事務センターにおいて收受する申告書等には、「**福岡国税局管内税務署事務センター**」と表示した**收受日付印**を押なつします。

收受日付印イメージ

変更前



変更後



收受する申告書等には、「福岡国税局管内税務署事務センター」と表示した**收受日付印**を押なつします。

※ 「変更前」は、提出された税務署名を表示していました。

※ 税務署窓口へ直接提出される文書には、従前どおり税務署名の收受日付印を押なつします。

税務署窓口でのご相談は、事前予約をお願いします

具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、相談内容により電話での回答が困難な場合には、**電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で**、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。



※ 予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。

なお、納税証明書の請求や税金の納付相談などの際には、事前予約は必要ありません。

国税に関する

一般的なご質問やご相談は、電話にてお受けしております
所轄の税務署まで電話後、ご要件に応じて以下の番号を選択してください

事前予約の受付
(税務署窓口でのご相談)

自動音声案内で「2」を選択し、事前予約を希望することをお伝えください。

電話によるご相談

自動音声案内で「1」を選択後、ご相談内容に応じた番号を選択すると国税局電話相談センターにつながります。

